

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員養成施設 次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>法第21条第1号又は第2号</u>に規定する文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 <u>次のアからケまでに掲げる</u>県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）のうち次に掲げる病院</p> <p>(ア) 病床数が<u>200床未満</u>の病院</p> <p>(イ)・(ウ) [略]</p> <p>イ～ケ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員養成施設 次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>法第21条第1号から第3号まで</u>に規定する文部科学大臣の指定した<u>大学若しくは学校</u>又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）のうち次に掲げる病院</p> <p>(ア) 病床数が<u>500床未満</u>の病院</p> <p>(イ)・(ウ) [略]</p> <p>イ～ケ [略]</p> <p><u>コ 看護職員養成施設</u></p> <p><u>サ アからコまでに掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置</u></p>

(5) 大学院特定施設等 次のア及びイに掲げる県内の施設等をいう。

ア 前号アからケまでに掲げる施設等

イ [略]

(貸付け)

第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者で将来特定施設等において看護職員の業務（母子健康センターにあつては助産師の業務に、特定町村にあつては保健師の業務に限る。以下同じ。）に従事しようとするもの又は保健師、助産師若しくは看護師の免許を取得し、かつ、大学院修士課程に現に在学している者で将来大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しようとするものの申請により、その者に貸し付ける。

(償還)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 借受者は、正当な理由がなくて修学資金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(償還の免除)

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、養成施設修学資金の償還債務を免除するものとする。

(1) 当該看護職員養成施設卒業後、特定施設等において、他種の看護職員養成施設又は大学院修士課程への進学、病気、負傷その他やむを得ない理

が必要とされる施設等であつて規則で定めるもの

(5) 大学院特定施設等 次に掲げる県内の施設等をいう。

ア 前号アからサまでに掲げる施設等

イ [略]

(貸付け)

第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者で将来特定施設等において看護職員の業務（母子健康センターにあつては助産師の業務に、特定町村にあつては保健師の業務に限り、看護職員養成施設にあつては規則で定める教員の業務をいう。以下同じ。）に従事しようとするもの又は保健師、助産師若しくは看護師の免許を取得し、かつ、大学院修士課程に現に在学している者で将来大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。

(償還)

第9条 [略]

2・3 [略]

4 借受者は、正当な理由がなくて修学資金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセント（当該償還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 前項の遅延利息の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(償還の免除)

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、養成施設修学資金の償還債務を免除するものとする。

(1) 当該看護職員養成施設卒業後、他種の看護職員養成施設又は大学院修士課程への進学、病気、負傷その他やむを得ない理由により看護職員の業

由により看護職員の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間看護職員の業務に従事したとき。ただし、他種の看護職員養成施設又は大学院修士課程への進学、病気、負傷その他やむを得ない理由がなく、当該看護職員養成施設卒業後1年を経過するまでに看護職員としての免許を取得できなかったとき及び看護職員としての免許取得後直ちに特定施設等において看護職員の業務に従事しなかったときを除く。

(2) [略]

2 [略]

3 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金のうち当該各号に定める額を免除することができる。

(1) [略]

(2) 養成施設修学資金の貸付けを受けた者が特定施設等において看護職員の業務に従事した期間（以下この号において「業務従事期間」という。）が養成施設修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上であるとき。業務従事期間を養成施設修学資金の貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の修学資金から適用する。

務に従事できなかった期間を除き、特定施設等において引き続き看護職員の業務に従事した期間（当該特定施設等が第2条第4号アに掲げる病院のうち病床数が200床以上の病院（同号ア(イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。）である場合は、引き続き看護職員の業務に従事した期間に9分の5を乗じて得た期間。以下「業務従事期間」という。）が5年に達したとき。ただし、他種の看護職員養成施設又は大学院修士課程への進学、病気、負傷その他やむを得ない理由がなく、当該看護職員養成施設卒業後1年を経過するまでに看護職員としての免許を取得できなかったとき及び看護職員としての免許取得後直ちに特定施設等において看護職員の業務に従事しなかったときを除く。

(2) [略]

2 [略]

3 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金のうち当該各号に定める額を免除することができる。

(1) [略]

(2) 養成施設修学資金の貸付けを受けた者の業務従事期間が養成施設修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上であるとき。業務従事期間を養成施設修学資金の貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の修学資金から適用する。
2 当分の間、第9条第4項に規定する年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により

定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の看護職員修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。